

川崎市立川崎病院における飲料自動販売機設置 仕様書

川崎市立川崎病院を貸付人とし、設置事業者を借受人とする。

1 物件番号・場所番号・設置場所・設置台数・設置スペース・特殊条件

物件番号	場所番号	設置場所	設置台数	設置スペース (単位：mm)	特殊条件
①	1	8階デイルーム	1台	W870×D800×H1900以内	牛乳等の乳飲料の販売
	2	10階デイルーム	1台	W870×D800×H1900以内	牛乳等の乳飲料の販売
	3	11階デイルーム	1台	W870×D800×H1900以内	牛乳等の乳飲料の販売
	4	12階デイルーム	1台	W870×D800×H1900以内	牛乳等の乳飲料の販売
	5	13階デイルーム	1台	W870×D800×H1900以内	牛乳等の乳飲料の販売
	6	14階デイルーム	1台	W870×D800×H1900以内	牛乳等の乳飲料の販売
②	1	1階中央待合ホール	1台	W1200×D850×H1900以内	ユニバーサルデザイン
	2	3階渡り廊下	1台	W1200×D600×H1900以内	ユニバーサルデザイン
	3	8階デイルーム	1台	W1200×D800×H1900以内	ユニバーサルデザイン
	4	9階デイルーム	1台	W1050×D800×H1900以内	ユニバーサルデザイン
	5	10階デイルーム	1台	W1200×D800×H1900以内	ユニバーサルデザイン
	6	11階デイルーム	1台	W1200×D800×H1900以内	ユニバーサルデザイン
③	1	4階医局	1台	W1400×D850×H1900以内	災害時援助対応
	2	5階手術室	1台	W1200×D800×H1900以内	
	3	9階デイルーム	1台	W1200×D800×H1900以内	ユニバーサルデザイン
	4	12階デイルーム	1台	W1200×D800×H1900以内	ユニバーサルデザイン
	5	13階デイルーム	1台	W1200×D800×H1900以内	ユニバーサルデザイン
	6	14階デイルーム	1台	W1200×D800×H1900以内	ユニバーサルデザイン
	7	15階 職員食堂前	1台	W1200×D850×H1900以内	

※設置スペースに余裕が生じる場合には、契約締結までに設置スペースの広さを変更できることとする。

※感染症等の影響により、設置場所の移設を協議する場合がある。

2 設置方法

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく一時貸付契約により設置する。

3 貸付期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

4 貸付料等

(1) 貸付料

各年度の貸付料は次のとおり計算し、その合計額を貸付料総額（契約金額）とする。

各年度の貸付料＝落札金額×当該年度の貸付期間の月数×（1＋消費税率）
（円未満切捨て）

貸付期間中に消費税率の変更があった場合は、適用となる消費税率により取引に係る消費税及び地方消費税の額を変更する。

※各年度の貸付料は、年度当初に貸付人が発行する納入通知書により一括で支払うものとする。

（2）電気料

自動販売機に係る電気料は、借受人の実費負担とする。

自動販売機の年間消費電力量に応じ、自動販売機1台ごとに次表のとおりとする。なお、適用する年間消費電力量は、各年度の4月1日時点（年度途中で貸付を開始した場合は開始時点）の規格とする。

年間消費電力量 (kWh)	月額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年間消費電力量 (kWh)	月額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年額電気料 (うち消費税相当額) (円)
1 - 100	800 (72)	9,600 (872)	1,001 - 1,100	3,500 (318)	42,000 (3,818)
101 - 200	1,000 (90)	12,000 (1,090)	1,101 - 1,200	3,900 (354)	46,800 (4,254)
201 - 300	1,300 (118)	15,600 (1,418)	1,201 - 1,300	4,200 (381)	50,400 (4,581)
301 - 400	1,600 (145)	19,200 (1,745)	1,301 - 1,400	4,600 (418)	55,200 (5,018)
401 - 500	1,800 (163)	21,600 (1,963)	1,401 - 1,500	4,900 (445)	58,800 (5,345)
501 - 600	2,100 (190)	25,200 (2,290)	1,501 - 1,600	5,300 (481)	63,600 (5,781)
601 - 700	2,400 (218)	28,800 (2,618)	1,601 - 1,700	5,600 (509)	67,200 (6,109)
701 - 800	2,600 (236)	31,200 (2,836)	1,701 - 1,800	6,000 (545)	72,000 (6,545)
801 - 900	2,900 (263)	34,800 (3,163)	1,801 - 1,900	6,300 (572)	75,600 (6,872)
901 - 1,000	3,200 (290)	38,400 (3,490)	1,901 - 2,000	6,700 (609)	80,400 (7,309)

※この表は、東京電力の電気料金単価等の変更があった場合には見直す場合（年度ごと）がある。

※貸付期間に1か月に満たない期間が発生した場合においても、日割計算は行わない。

※各年度の電気料は、年度当初に貸付人が発行する納入通知書により一括で支払うものとする。

（3）その他費用

設置・運営・撤去等（貸付人の指示による移設を含む。）に伴う工事・原状回復・損害費用等は借受人の負担とする。

また、空容器の分別収集、廃棄に係る費用は借受人の負担とする。

※電気工事、音や振動を伴う工事等を行う際には貸付人の指示に従って行い、工事完了後は、その旨を貸付人に報告し、検査を受けること。

5 契約上の条件

(1) 全般事項

- ア 販売品は、多品種、多品目により構成するよう努めること。
ただし、酒税法第2条（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を販売することはできない。
- イ カップ式自動販売機を設置することはできない。
- ウ 販売機本体のデザインは公序良俗に反しないものとし、病院内の環境に適合したものとする。
- エ 節電への取組として、借受人の判断による積極的な対応のほか、貸付人の求めに対して可能な範囲で対応すること。
- オ 建物の躯体に負担のかからない方法で耐震対策（転倒防止対策）を施すこと。
- カ 貸付期間を通じて常に使用可能な状態で設置されていること。
- キ 自動販売機等の維持管理にあたっては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者、周辺環境の保全に十分に配慮すること。
- ク 自動販売機は、ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種（年間消費電力量（カタログ値）1,131kWh未満のものに限る。）とすること。なお、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。
- ケ 交通系ICカード（Suica、PASMO）の電子マネーが使用出来る自動販売機とすること。ただし、物件番号①は除く。

(2) 特殊条件

- ア 「ユニバーサルデザイン」と指定されている場所は、できるだけ多くの人利用可能であるよう設計された自動販売機を設置すること。
- イ 「牛乳等の乳飲料の販売」と指定されている場所は、販売品の中にパック容器の牛乳及び乳飲料をそれぞれ1品以上含めた自動販売機を設置すること。
- ウ 市内に震度5強以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、川崎病院が物資の提供を必要と判断したとき、自動販売機内の販売品を無料で提供できる機種とすること。なお、物資の提供に係る費用は借受人の負担とする。

(3) 空容器の分別収集

空容器回収ボックスの設置及び空容器回収は、貸付人の指示に従い、借受人が行うこと。また、回収ボックスは、常に空容器を回収できる状態で設置されていること。

(4) 販売品の管理

- ア 関係法令を遵守し、賞味期限など販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。
- イ 販売品の補充は借受人の責任において適宜行い、売り切れ品がでないよう努めること。また、補充等の作業時は、院内感染対策を講ずること。

ウ 牛乳等の販売申請等、自動販売機を設置し飲料を販売するにあたっての所定の手続きは、関係法令等を遵守し、借受人の責任において行うものとする。また、その結果について貸付人へ報告すること。

6 禁止事項

- (1) 指定用途以外の使用をしないこと。
- (2) 一時貸付物件を転貸し、またはそれに類似する行為をしないこと。
- (3) 貸付人の承認を受けずに隔壁等の工作物を設けないこと。

7 資料の提出等

借受人は、売上に関するデータを報告しなければならない。その他、貸付人が必要のある時は、貸付人の指示に従い、資料の提出または報告をしなければならない。

8 管理責任（事故・盗難・破損等）

- (1) 自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、貸付人の責に帰さない事由による場合は、借受人が補償すること。
- (2) 貸付人は、貸付人の責に帰することが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負わないこととする。

また、借受人は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失した場合は、速やかに復旧することとし、復旧に係る費用は借受人が負担すること。

- (3) 利用者とのトラブル等は、迅速かつ誠実に対応し、速やかに貸付人に報告すること。

9 機種の変更等

機種の交換等を行う場合は、事前に貸付人の承諾を得ること。

10 その他

本仕様書に定めのない事項については、両者協議の上決定する。